

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年3月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200210 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200019 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月及び昭和 55 年 6 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 32 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 55 年 4 月
② 昭和 55 年 6 月から昭和 56 年 3 月まで

私は、大学卒業後、実家の A 町（現在は、B 市）から C 町（現在は、D 市）に転居し、請求期間①及び②当時は、E 事業所の F 職をしていた。F 職であり、共済組合に加入できなかったため、昭和 55 年頃に C 町役場で、時期ははっきり覚えていないが国民健康保険の加入手続を行った。その際に、国民年金も加入しなければいけないと同役場の職員に言われ、同時に自身で加入手続を行った。

国民年金の保険料納付については、納付時期及び保険料額は全く覚えていないが、C 町役場で 1 年分を後からまとめて納付した。かなりの大金で当時の 1 か月分の給与のほとんどを納付した覚えがあり、請求期間①及び②当時の同役場の職員に聞いてもらえば、保険料を 1 年分納付したことが分かると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る戸籍の附票によれば、請求者は、昭和 55 年 3 月 11 日に実家のある A 町に住所を定め、同年 5 月 2 日に C 町に転居したことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 8 月 2 日に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたと考えられ、その際に、大学卒業後の昭和 55 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者は、昭和 56 年 4 月 1 日に共済組合の組合員の資格を取得するまで国民年金の被保険者であったことから、請求者は、請求期間①及び②の保険料を C 町役場で納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続について、C町役場で国民健康保険の加入と同時に昭和55年頃行ったとしているものの、時期ははっきりと覚えておらず、保険料の納付についても、同役場で1年分を後からまとめて納付したとするのみで、納付時期、納付方法及び保険料額等は覚えていないとしていることから、請求期間①及び②に係る保険料納付状況についての詳細は不明である。

また、請求者は、上述のとおり、保険料はC町役場で1年分を後からまとめて納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳及びC町における国民年金被保険者名簿によると、請求者に係る昭和55年度の納付状況は、同年5月分のみ納付されていることが確認でき、当該納付記録は、いずれもオンライン記録と一致しており、不自然な点は見受けられない。

さらに、C町が合併したD市は、i) 請求者の国民年金被保険者期間を確認できる資料はないと回答していること、ii) 昭和55年度及び昭和56年度のC町における検認記録を提出し、請求者に係る納付記録について、昭和55年5月分を納付していることは確認できるが、当該期間以外は保険料を納付したことは確認できないと回答していること、iii) 請求者は、上述のとおり、保険料はC町役場で1年分を後からまとめて納付したとしているところ、C町では、請求期間①及び②当時は加入の際に現年度保険料を1年分まとめて納付することは可能であったものの、過年度保険料については、同役場で納付することはできないと回答していること、iv) 請求期間①及び②当時に同役場職員であった者は、請求者についての記憶はないとし、保険料を納付した場合には、必ず領収書を発行していた旨回答していることなどから、請求者の主張どおり、請求者が1年分の保険料を後からまとめて納付したとは推認し難い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和55年8月2日に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、A町が合併したB市も、請求者の国民年金被保険者記録はないと回答している上、請求者が、請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200222 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200020 号

第 1 結論

請求期間のうち、平成 18 年*月から平成 20 年 6 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 21 年 7 月から平成 22 年 2 月までの期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 61 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 18 年*月から平成 20 年 6 月まで
② 平成 21 年 7 月から平成 22 年 2 月まで

私の国民年金加入手続は、20 歳になった頃、母親が行ってくれたと思う。請求期間①の保険料については、その後、郵送されてきた納付書を使い、アルバイト代から毎月 1 万円以上を用意し、A 銀行（当時）やコンビニエンスストアで納付した。請求期間②の保険料については、私か母親が免除申請をしたと思う。請求期間①及び②の保険料が未納と記録されているのはおかしいと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は 20 歳到達を契機として平成 18 年*月*日に付番されており、国民年金の被保険者資格については、平成 18 年*月*日に取得する事務処理が行われていることから、請求者は、請求期間①の保険料を納付すること及び請求期間②の保険料について免除申請を行うことが可能であった。

しかしながら、請求期間①に係る保険料の納付について、請求者は、納付書を使い、A 銀行（現在は、B 銀行）及びコンビニエンスストアで納付していた旨陳述しているものの、i) B 銀行は、国民年金保険料受領時における入金伝票等の保存期間は 7 年であることから、請求期間①に係る資料の保存はない旨回答していること、ii) コンビニエンスストアによる納付に関しては、各店舗における収納情報を取りまとめる当該コンビニエンスストア本部に日本年金機構を經由し

て確認する必要があり、照会を行う際には、保険料を納付した期間、納付時期、納付した店舗等の情報が不可欠であるところ、請求者は、コンビニエンスストアにおける納付について具体的な記憶はないとしていること、iii) 日本年金機構によると、保険料が収納された場合は、コンビニエンスストア各店舗において保険料受領時に「納付書・領収（納付受託）証書 領収（納付受託）控 領収（納付受託）済通知書」（以下「納付書等」という。）により読み込んだ収納データが、コンビニエンスストア各本部を経由して、日本年金機構に送信されるとしており、コンビニエンスストア本部に収納調査依頼を行う際には、保険料を納付した際に用いた納付書等に記載された個別のバーコード情報が必要であるが、日本年金機構は、請求期間①に係る納付書等に記載された個別のバーコード情報等は保存期間経過のため保管していないとしていることなどから、請求期間①に係る保険料の納付についてうかがい知ることができない。

また、請求者の主張に沿って、請求期間①の保険料を毎月1万円以上用意して納付したとすると、少なくとも複数回にわたる保険料の納付が順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられるほか、オンライン記録において、請求期間①に関し、不自然な記録の追加、訂正等の事務処理が行われた形跡は見当たらず、同一の基礎年金番号で管理されていた納付記録内において、部分的に記録が消失する可能性も低いものとみられる。

さらに、請求期間②に係る保険料の免除申請について、「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いについて（通知）」（平成17年7月1日庁保険発第0701001号）によると、平成17年7月1日からは、全額免除又は納付猶予が承認された被保険者が翌年度以降も全額免除又は納付猶予を申請することを希望した場合、翌年度以降の免除申請書の提出を省略する取扱い（以下「継続申請」という。）であったところ、請求者の場合、上述の請求期間②の前年（平成20年7月から平成21年6月までの期間）における平成20年度国民年金保険料免除・納付猶予申請書及びオンライン記録によると、請求者は、請求期間②が含まれる平成21年度も継続申請を希望していたことが確認できる。しかし、請求者が居住するC市の回答によると、平成21年度の審査に必要な平成20年分における請求者及び父親の所得額は、免除及び納付猶予の所得基準額を上回っていることが確認できることから、請求者の請求期間②に係る免除及び納付猶予申請については、承認されなかったものと考えられる。

このほか、請求期間①及び②については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化がより一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進された時期に該当することから、年金記録の記録漏れ、記録誤り等があるとは考え難いところ、請求者が、請求期間①の保険料を納付したこと及び請求期間②の保険料を免除されていたことが事実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れ

るような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200225 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200021 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 63 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 33 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年*月から昭和 63 年 9 月まで

私は、請求期間当時、両親と同じ住所地に住んでおり、同じ職場で仕事（自営業）をしていたため、私の国民年金の加入手続については両親が行い、保険料についても納付してくれていたはずである。両親は請求期間の保険料が納付されているにもかかわらず、私の分が納付されていないことはあり得ないとして訂正請求を行ったが訂正しない旨の決定をしたとする通知を受け取った。しかし、当該決定には納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、同居の両親は請求期間の保険料が納付されているにもかかわらず、私の分は納付されていないのはあり得ないとして訂正請求を行っている。

この請求者の主張に対しては、i) 請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする両親からは請求期間当時の状況を聴取できないことから、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 請求者は、以前に年金記録を調査してもらった際に、同姓同名の被保険者がいることが判明したことがあった旨陳述しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、平成元年 5 月頃に払い出されたとみられる国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金手帳記号番号は、この頃に初めて払い出されたものとみられ、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったこと、iii) 請求期間のうち、昭和 53 年*月から昭和 62 年 3 月までの保険料については、上述の請求者の国民年金手帳記号番号が初めて払い出されたもの

とみられる時期（平成元年5月頃）を基準とすると、既に2年の時効が成立しており、両親は、当該期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられること、iv) 請求期間のうち、昭和62年4月から昭和63年9月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、請求期間直後（昭和63年10月から平成元年3月まで）の保険料については、2年の時効間際の平成3年1月に遡って一括で納付されていること等を踏まえると、両親又は請求者が昭和62年4月から昭和63年9月までの保険料を過年度保険料として納付していたとする事情を導き出すことができないこと、v) 請求者については、上述のとおり、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、両親の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたとまでは推認することができないこと、vi) 請求者は、自身が20歳に達する数年前に住所地に変更があり、両親は現在の住所地ではなく、従前の住所地において国民年金に加入していたため、請求者に係る保険料を従前の住所地のままで納付していたのではなかろうかとの疑念を抱いているが、両親に係るA市の国民年金被保険者名簿、国民年金保険料収入台帳（調定簿）及び国民年金印紙検認状況表によると、両親の国民年金に関する住所地は、請求者が20歳に達する前に既に現在の住所地に変更されていることが確認できることから、当該住所地の変更が、請求者の国民年金の納付記録等に影響を及ぼす余地はないものと考えられることなどから、既に平成30年5月24日付けで、訂正しない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、前回の訂正請求と同じ請求内容にて、2回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。